

(※) 感染防止対策の自主的な取組例(北海道が示した例を参考に作成)

目 的	具 体 的 な 取 組 (例)
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	レイアウトの変更(席の間隔を空ける、ついたての設置)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入館・入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	施設・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、公共交通機関の利用抑制)
	従業員の出勤数の制限(在宅勤務の実施)

#### 函館市からの協力要請

宿泊者への注意喚起	宿泊者に対する、別紙「重要なお願い」の周知・説明
-----------	--------------------------

# 重要なおお願い

## 観光客の皆様へ

- 現在、国内外で新型コロナウイルスが猛威をふるっています
- このため、来函された皆様に次の取組をお願いしています

○ **手洗いや咳エチケット**、「**3つの密**」を避けるなど  
基本的な感染予防を徹底していただくとともに、  
接客を伴う飲食店など感染リスクの高い  
不要不急の外出を控えるようお願いします

- 発熱や咳など体調不良がみられた方は、お部屋から出ないで、速やかにフロントにご連絡ください。

フロント番号：

■感染症に関する相談	電話番号	開設時間
◆市立函館保健所 帰国者・接触者相談センター	0138-32-1547	(平日) 8時45分～17時30分 (土曜日) 8時45分～12時00分 (5月3日から6日まで) 8時45分～15時00分
◆北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	24時間
◆厚生労働省電話相談窓口	0120-565653	9時00分～21時00分

### ●観光施設の臨時休業

感染症対策の理由により、臨時休業や営業時間の短縮を行っております

詳細は「**函館市公式観光情報 はこぶら**」の

「**函館の観光施設等の営業・休業状況のお知らせ**」

を御覧ください ⇒ <https://www.hakobura.jp/>



長時間の移動などでお疲れのところ誠に恐縮ですが、  
函館市における新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、  
どうか御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます

